〜身近な地域で「おたっしゃ教室」を始め **あたっしゃ教室」の開催をサポ** てみませんか~

度機能を回復することができます。 し、適度に筋肉を使っていることで、ある程 た時にバランスを保てなくなります。 ると、つまずきやすくなり、転びそうになっ です。加齢や運動不足により筋力が低下す なった」・・・このようなことはありませんか? 足腰が弱ってきた」「つまずくことが多く 介護が必要となる原因の第4位は、転倒な しか

います。 り組まれるグループの教室開催を支援して 介護予防の場である、「おたっしゃ教室」に取 で仲間づくりをしながら運動を中心とした 日野町社会福祉協議会では、身近な地 域

めてみませんか。 地域の人と一緒に「おたつしゃ教室」を始

人では続けられないけど みんなと一緒なら 楽しく体操できます

少人数からでも始められます

おたっしゃ教室開催支援につい

ただきます。 毎週1回、全1回の教室に取り組んでい

主な支援内容

@動指導士による体操・体力測定

運

管理栄養士や歯科衛生士によるお話 など

場 所

各字の会議所など

 \Box 時

週 午後1時30分~3時

対象者

概ね6歳以上の方

問い合わせ先 ◆ 日野町社会福祉協議会 ☎0748-52-1219 日野町役場長寿福祉課(地域包括支援センター -) **☎**0748-52-6001



※負担割合証は、白色です。

した。 方全員に「介護保険負担割合証」を送付しま 7月に、要介護(要支援)認定を受けている

介護保険負担割合証を送付しました

ビスを利用した際の利用者負担の割合が記載 されています。 介護保険負担割合証には、介護保険のサ

間などの記載事項をご確認ください。 で、お手元に届きましたら、負担割合や適用期 上の所得のある方は2割負担となります)の 利用者負担は、1割または2割です(一定以

は、必ずサービス事業者へご提示ください。 されますので、介護サービスを利用するときに 担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認 介護サービスの事業者は、この介護保険負

問い合わせ先 ◆ 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

, 毎週のおたっしゃ教室が

生活の楽しみに

なっています

架空請求にご用心!自分が支払うべき請求なのか冷静に判断しましょう。

アダルト番組情報料」、借りた覚えの り込ませることを狙ったものです。 族に連絡させ、だまして請求額を振 ます。これらは、請求を受けた人や家 談が、全国各地で多く寄せられてい 登録料」などを請求されたという相 ない「借金」、未払いの利用していない 「講座受講料」「レンタル料」「サイト 利用していない「出会い系サイト・

身に覚えのない請求を

受けたときは…

◎絶対に支払ってはダメ、無視する

じ手□の請求が続きます。 う思いから一度でも払ってしまうと、 「だまされやすい人」として次々と同 、不安、や、関わりたくない、とい

◎連絡するように書いてあっても 決して連絡をとらないこと

ことも多いようです。 断され、執拗に請求が繰り返される 連絡することで動揺していると判

情報を知られてしまい、請求がエスカ レートする可能性もあります。 また、今知られている以上の個人

◎電話で請求を受けたら…

すぐに電話を切りましょう。住所・氏 「支払いません」とはっきり拒否し、

> 言わないようにしましょう。 名・勤務先などの個人情報は絶対に

◎警察にも相談をしましょう

は警察にも相談しましょう。 されるまま支払ってしまった場合など 悪質な取り立て(脅迫等)や、請求

こんなときには 請求の無効を主張できます!

①有料だと知らずに使ってしまった

ると「有料」と書いてあった」場合は、 を読まずに利用したが、後日確認す 「無料ポイント分は使った」や「規約

- まず請求先は自分が利用したサイ トか確認しましょう。
- 払う必要はありません。き然と支 無料分しか使用していなければ支 払いを拒否しましょう。
- 規約にしつかり料金が明示されて 張できます。(電子消費者契約法) ない場合は、錯誤による無効を主 明確に表示」などの措置を講じてい れば有料の申し込みになることを と思われます。しかし、「クリックす いたのなら支払いは拒否できない

②「債権回収事業者」と名乗るところ から請求

ところからの借金返済請求はあり いきなり債権譲渡を受けたという

> を受けていない請求は、正当な請 に債権を譲渡します」という通知 ません。(事前に債権者から、「○○ 求とは言えません)

有料サイト利用料等は債権回収会 等の利用料は該当しません。 債権)」に限られており、有料サイト 回収会社が回収できるのは「特定 社による回収はできません。債権 金銭債権(金融機関等の貸し付け

消費生活の豆知識

場合には契約の「取消」ができます。 ◎契約が成立しても、契約の当事者 ◎契約の成立は一般に、申し込みと し込みの意思に誤認や困惑があった の判断能力の欠如、契約内容が著 判断されるので、注意が必要です。 の請求を受けて一部を支払ったり 受け取った商品を使用したり、代金 申し込みや契約書作成がなくても 契約締結する時に詐欺や強迫、申 した場合は、契約を認めたものと 成立します。ただし、言葉による 承諾の意思表示が合致したときに しく不当なときは、契約そのものを 無効」とできる場合があります。

役場夏季集中公暇

8月14日(月)、 15日(火)、16日(水)

願いします。 室内照明等の電力使用を 業務を行います。期間中は は、必要最小限の職員で 節減します。ご理解をお 本庁舎の冷房運転および 夏季集中休暇の期間

◆ 問い合わせ先

30748-52-6500 総務課 総務担当

町営が気温なの ではいる。

8月14日(月)、 15日(火)、16日(水)

おかけしますが、ご理解と します。 ご協力をよろしくお願 者の皆さんにはご不便を 期間中、運休します。利用 町営バスは右記のお盆

問い合わせ先 ◆

◆ 問い合わせ先 ◆

0748-52-6552 企画振興課 企画人権担当

集落の課題等を抽出・整理し、 実施する対策を検討する

有害鳥獣被害対

今回は、集落ぐるみで取り組みを進める際に実施する「集落環境点検」についてご紹介します。 獣害対策は、野生獣の生態や防除対策の正しい知識をもって集落ぐるみで実施していくことが効果的です

被害を食い止め

獣による農

協議会とは

集落環境点検とは

が考えられ、その原因は地域によって 様々です。 大、正しい知識に基づかない対策など 式の変化、個体数の増加、行動域の拡 背景には、里山の環境や人間の生活様 野生獣が里に出没するようになった

実施状況、獣の足跡等を点検します。 関が連携・協力して集落内を巡回し、 点検結果から、野生動物の出没原因を 集落内の被害状況や防護柵等の対策の 『集落環境点検』では、集落と関係機

択・実施する 認識し、地域 等を整理・再 ために行うも の実情に応じ て集落の課題 対策を選



実施手順 (D)

①点検前の打ち合わせ

や次の点検項目などを確認します。 集落役員と関係機関で点検ルート

【点検項目

- 模、農地依存度など) 加害動物と行動状況(種類や規
- 加害の状況(被害品目など)
- 地、畦畔・法面の植生など)集落環境の状況(誘引物、 、周辺林
- 設置状況、捕獲の状況など) 現在までの対策の状況(防護柵の
- 守り手の状況(協力者、道具、資 金など)

いきます。 野生獣の移動経 ②点検活動の実 野帳に記入して 路・侵入経路等の 右記に記載した 施数班に分かれ、 検項目などを



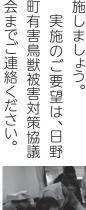
③被害マップの作成

④被害防止対策の決定・対策の実施 対策状況などについて地図上に書き込みます。 各班で記録した情報や現在までの被害防止

策を実施します。 策を決定します。決定後は計画に基づき対 被害マップをもとに集落の取り組むべき対

必要に応じて対策の改善を図ります。 対策の実施後は、定期的に点検を実施

集落環境点検が実施さ 駒月、上迫、下迫、深山口、別所、清田地区で ため、集落環境点検を実 落ぐるみの対策を進める れました。獣害に強い集 町内では、昨年度、原、中在寺、上駒月、下



等を行います。 獣害対策について助 ※滋賀県から認定を受 対策アドバイザー の獣害対策を支援 など″集落ぐるみ の対策についての助 の捕獲や被害防 組織です。野生鳥獣 けた者で、集落ぐるみの 応じています。 集落からの相 しています。※獣 言や技術紹介、研 会、町で構成された 合、県、農業委 猟友会、農業共済組 表、JA、森林組合、 ため、取組地域の代

て』を掲載します。 月号で『獣の生態につい 次回 ズは、広報ひの の) 獣害 対 策

> 日野町有害鳥獣被害対策協議会(日野町農林課内) ☎0748-52-6563 問い合わせ先